

## 宅地建物取引士証紛失届

東京都宅地建物取引業法施行細則第15条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、宅地建物取引士証を発見した場合は、宅地建物取引業法第22条の2第6項の規定により、速やかに返納します。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

記

届 出 理 由	亡 失 ・ 滅 失 ・ 盗 難			
	〔 〕			
	届 出 日	届 出 警 察 署 名	電 話 番 号	受 理 番 号
	年 月 日	警察署		
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
登 録 番 号	(東京) 第 号	登 録 年 月 日	年 月 日	
交 付 年 月 日	年 月 日	満 了 年 月 日	年 月 日	
発 行 番 号				